

契約条項別に見る取引先への上手な説明方法

本項では、契約条項の内容を分かりやすく説明するためのポイントをトーク例を交えて解説します。

①～④ 黒木 正人 飛騨信用組合 常務理事
⑤～⑨ 井村 清志

▼こんなトークで説明しよう！



① 期限の利益喪失条項

・ 期限の利益喪失時に債務を弁済すること
・ 期限の利益を喪失するケース

期 限の利益とは、期限が到来することです。取引先にとっては、融資を受けたら約定の期限が来るまでは返済しなくてもよいという利益があるということです。例えば手形貸付の場合、取引先は手形貸付の期限までは返済する義務がないこととなります。しかしそうすると、仮に取引先が倒産した場合、金融機関が早急に債権を回収しなければならなくても、取引先に期限の利益があることで債権回収ができないことになってしまいます。

● **当然喪失条項と請求喪失条項がある**
期限の利益喪失条項では、当然喪失条項と請求喪失条項について記載があります。当然喪失条項は、取引先において万一不測の事態が生じたとき、期限の利益（返済期限）の前であっても、直ちに融資金全額を返済してもらわなければならない状況について書かれています。取引先には、これに当てはまった場合、金融機関から通知・催告がない限り、期限の利益喪失条項では、当然喪失条項と請求喪失条項について記載があります。当然喪失条項は、取引先において万一不測の事態が生じたとき、期限の利益（返済期限）の前であっても、直ちに融資金全額を返済してもらわなければならない状況について書かれています。取引先には、これに当てはまった場合、金融機関から通知・催告がない限り、期限の利益喪失条項では、当然喪失条項と請求喪失条項について記載があります。

くても、返済してもらわなければならないことを説明します。条文では「支払いの停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき」などと記載があります。ここで重要なのは、「支払いの停止」について具体的に説明することです。支払いの停止とは、取引先の業績が悪化して融資金・買掛金などの債務の支払いができなくなり、事業の継続が望めなくなった状況をいいます。具体的には、事務所を閉じたり、事業の継続ができなことを表明した場合などです。請求喪失条項は、金融機関からの通知・催告によって取引先が期限の利益が喪失され、返済期限の前であっても融資金全額を返済してもらわなければならない状況について書かれています。条文では「取引先が金融機関に対する債務の一部でも履行を遅滞したとき」などと記載があります。そうした場合は、金融機関は取引先に対して「延滞している元利

金を○年○月○日までに支払ってください。支払いがない場合は、その日でもって期限の利益を喪失します」という内容証明郵便を送って請求します。請求期限が来ても支払いがない場合は、取引先が期限の利益が喪失され、融資金全額について返済してもらわなければならないなりません。

● **具体的な事例を挙げて説明することが大切**
また請求喪失条項として「取引先が金融機関との取引約定に違反し、それが金融機関の顧客に対する債権保全を必要とする相当の事由が生じた」と認められるとき」といった記載があります。「債権保全を必要とする相当の事由」とは、取引先の規模・体力から見て再起不能なほど多額の売掛金回収不足が生じたとき、絶対的なメインバンクが支援を打ち切ったときなどが当たります。このように具体的な事例を挙げて説明することで、取引先の理解を深めることが大切です。